

全産連発第 322 号

令和 2 年 3 月 31 日

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課

課長 成田 浩司 様

公益社団法人全国産業資源循環連合会

会長 永井 良



正会員・会員企業の事業継続に必要なマスク等の確保について（緊急要望）

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、マスク等の需要が高まり、更に一部の国がマスク等の輸出を規制するなどの理由によりマスク等が不足し、産業廃棄物処理が滞ることが懸念されています。

このような状況を踏まえ、当連合会が各正会員の会員企業である約 15,000 社を対象として、5月中旬までの事業継続に必要なマスク等の数量の調査を実施したところ、地域によりばらつきはあるもの、全国的に当該数量の不足が見込まれることが分かりました。

産業廃棄物処理は国民生活を維持するために必要不可欠なサービスであり、安定的に事業を継続することが求められています。このため、当連合会といたしましても、それが滞ることがないように必要なマスク等の確保は重要かつ不可欠であると考えております。

特に、労働安全衛生法で着用が義務づけられている保護具の確保は必須です。また、サージカルマスクは法令での着用義務付けはないものの、感染性廃棄物を取り扱う者は、安全の確保の観点から、あるいは排出事業者の要望を受けて、これを着用していることから、本マスクの確保も必要です。

つきましては、産業廃棄物処理従事者のためのマスク等保護具を今後とも可能な限り確保するため環境省が政府内で働きかけを行っていただけるようお願い申し上げます。

以上